

資料

一九五七年ドイツ行政裁判所法草案—政府提案

(BT-Dr 3/55 S. 1)

木村弘之亮
山本敬生 訳

第一編 裁判所の構成

第一章 裁判所

第一条〔独立〕

第二条〔行政裁判権のある裁判所と審級〕

第三条〔行政裁判所の構成〕

第四条〔所長の代理〕

第五条〔勤続年数〕

第六条〔行政裁判所の幹部会〕

第七条〔行政裁判所内における事務分配〕

第八条〔K部内における事務分配〕

第九条〔高等行政裁判所の構成〕

第一〇条〔連邦行政裁判所の構成〕

第一一条〔連邦行政裁判所の大部〕

第二条〔高等行政裁判所の大部〕

第三条〔書記課〕

第四条〔司法共助及び行政共助〕

第二章 裁判官

第五条〔本務裁判官・終身任命〕

第六条〔裁判官指名のための聴聞〕

第七条〔兼務裁判官〕

第八条〔補助裁判官〕

第九条〔兼務・補助裁判官の関与〕

第三章 名誉職行政裁判官

第二〇条〔法的地位〕

第二一条〔要件〕

第二二条〔除斥事由〕

- 第二三条 (障害事由)
- 第二四条 (拒否事由)
- 第二五条 (解任)
- 第二六条 (選任)
- 第二七条 (選任委員会)
- 第二八条 (名誉職行政裁判官の員数)
- 第二九条 (候補者名簿)
- 第三〇条 (選任手続)
- 第三一条 (招集順序と名簿)
- 第三二条 (宣誓)
- 第三三条 (補償手当)
- 第三四条 (過料)
- 第四章 公益代表者
- 第三五条 (連邦公益代表者)
- 第五章 司法行政
- 第三六条 (職務上の監督)
- 第三七条 (行政事務)
- 第六章 行政権利救済の途及び管轄
- 第三八条 (行政権利救済の途の適法性)
- 第三九条 (他の権利救済の途)
- 第四〇条 (訴えの類型)
- 第四一条 (取消しの訴え・義務づけの訴え)
- 第四二条 (確認の訴え)
- 第四三条 (訴えの客観的併合)
- 第四四条 (行政裁判所の事物管轄)
- 第四五条 (高等行政裁判所の審級管轄)
- 第四六条 (規範統制手続に関する高等行政裁判所の管轄)
- 第四七条 (高等行政裁判所の管轄―結社の禁止)
- 第四八条 (準用規定)
- 第四九条 (連邦行政裁判所の管轄―上訴)
- 第五〇条 (始審かつ終審の連邦行政裁判所の管轄)
- 第五一条 (準用規定)
- 第五二条 (結社禁止の訴えに関する手続の中断)
- 第五三条 (行政裁判所の土地管轄)
- 第五四条 (管轄裁判所の指定)
- 第二編 手続
- 第七章 一般的手続規定
- 第五五条 (裁判所職員の除斥及び忌避)
- 第五六条 (秩序規定)
- 第五七条 (評議・評決)
- 第五八条 (聴聞)
- 第五九条 (送達)
- 第六〇条 (期間)
- 第六一条 (権利救済の教示)
- 第六二条 (期間徒過の原状回復)
- 第六三条 (関係人)
- 第六四条 (当事者能力)
- 第六五条 (訴訟行為能力)
- 第六六条 (訴えの主観的併合)
- 第六七条 (訴訟参加)
- 第六八条 (参加人の地位)

第六九条〔弁護士強制—訴訟代理人・補佐人〕

第八章 取消の訴え及び義務づけの訴えについての特別規定

第七〇条〔不服申立前置手続〕

第七一条〔不服申立前置手続の開始〕

第七二条〔不服申立の期間と形式〕

第七三条〔不服容認決定〕

第七四条〔不服審査決定〕

第七五条〔出訴期間〕

第七六条〔不服審査決定を要しない訴え—不行為の訴え〕

第七七条〔不作為の訴え・出訴期間〕

第七八条〔異議申立て又は審査請求〕

第七九条〔被告〕

第八〇条〔取消の訴えの対象〕

第八一条〔執行停止の効力・即時執行の停止〕

第九章 行政裁判所における手続

第八二条〔訴えの提起〕

第八三条〔訴状の内容〕

第八四条〔管轄〕

第八五条〔予備決定〕

第八六条〔訴状の送達〕

第八七条〔職業探知主義・積明義務・準備書面〕

第八八条〔口頭弁論の準備〕

第八九条〔訴えの申立てに対する拘束〕

第九〇条〔反訴〕

第九一条〔訴訟係属〕

第九二条〔訴えの変更〕

第九三条〔訴えの取下げ〕

第九四条〔手続の併合又は分離〕

第九五条〔手続の中断〕

第九六条〔本人出頭〕

第九七条〔直接の証拠調べ〕

第九八条〔証拠収集の当事者開示〕

第九九条〔証拠調べ〕

第一〇〇条〔行政庁の文書提出義務及び情報提供義務〕

第一〇一条〔記録の閲覧〕

第一〇二条〔口頭弁論主義〕

第一〇三条〔呼出〕

第一〇四条〔口頭弁論の進行〕

第一〇五条〔紛争事件の討議〕

第一〇六条〔口頭弁論調書〕

第一〇七条〔和解〕

第一〇八章 判決及びその他の裁判

第一〇八条〔終結判決〕

第一〇九条〔自由心証主義〕

第一一〇条〔中間判決〕

第一一一條〔一部判決〕

第一一二条〔原因判決〕

第一一三条〔判決裁判所の構成〕

第一一四條〔取消の訴え及び義務づけの訴えの場合〕

の判決)

- 第一一五条 (判決の告知・送達)
 - 第一一六条 (判決書の形式)
 - 第一一七条 (判決の訂正)
 - 第一一八条 (事実の訂正を求める申立て)
 - 第一一九条 (判決の補充)
 - 第一二〇条 (判決の実質的既判力)
 - 第一二一条 (決定・予備決定の準用規定)
 - 第一章 仮処分
 - 第一二二条 (仮処分命令)
- 第三編 上訴及び再審
- 第二章 控訴
 - 第一二三条 (控訴の受理―受理理由)
 - 第一二四条 (手続・決定による却下―抗告)
 - 第一二五条 (取下げ)
 - 第一二六条 (附帯控訴)
 - 第一二七条 (審査の範囲―新たな提出)
 - 第一二八条 (第一審判決の変更)
 - 第一二九条 (破棄差戻し)
 - 第一三〇条 (控訴の制限)
- 第三章 上告
- 第一三一条 (上告の受理)
 - 第一三二条 (絶対的上告理由)
 - 第一三三条 (飛躍上告)
 - 第一三四条 (上告理由)
 - 第一三五条 (期間―形式―理由書提出)
- 第一三六条 (取下げ)
 - 第一三七条 (上告手続)
 - 第一三八条 (訴えの変更・訴訟参加の不許)
 - 第一三九条 (適合要件の審査)
 - 第一四〇条 (上告についての裁判)
 - 第一四一条 (高等行政裁判所への上告)
- 第四章 抗告
- 第一四二条 (抗告の適法性、許可抗告)
 - 第一四三条 (抗告の提起)
 - 第一四四条 (行政裁判所による更正又は高等行政裁判所への移送)
 - 第一四五条 (執行停止の効力)
 - 第一四六条 (決定による裁判)
 - 第一四七条 (異議の申立)
 - 第一四八条 (連邦行政裁判所への抗告の禁止)
- 第一章 再審
- 第一四九条 (再審)
- 第四編 費用及び執行
- 第一章 費用
 - 第一五〇条 (当事者)
 - 第一五一条 (費用負担義務の原則)
 - 第一五二条 (費用分担・取下げ、回復、移送、故意過失の場合の費用負担義務)
 - 第一五三条 (即時認諾の費用負担義務)
 - 第一五四条 (代理人の費用負担)
 - 第一五五条 (共同訴訟の場合における費用負担義務)

務)

第一五六条 (和解の場合の費用負担)

第一五七条 (費用裁判)

第一五八条 (本案の解決)

第一五九条 (償還を受ける費用)

第一六〇条 (裁判費用徴収規定)

第一六一條 (費用の確定)

第一六二条 (費用確定の異議の申立)

第一六三条 (訴訟上の救助)

第十七章 執行

第一六四條 (判決及びその他の債務名義の執行)

第一六五條 (債務名義)

第一六六條 (行政庁のための執行)

第一六七條 (公法上の権利主体に対する執行)

第一六八條 (行政庁に対する罰金刑)

第五編 最終規定及び経過規定

第一六九條 (民事訴訟法及び裁判所構成法の準用)

第一七〇條

第一七一條

第一七二條

第一七三條

第一七四條

第一七五條

第一七七條

第一七八條

第一七九條

第一八〇條

第一編 裁判所の構成

第一章 裁判所

第一条 (独立)

行政庁から分離した、独立の裁判所が、行政裁判権を行使する。

第二条 (行政裁判権のある裁判所と審級)

① 普通行政裁判権の範囲内において、州に、行政裁判所及び高等行政裁判所を、連邦に、連邦行政裁判所を、置かなければならない。

② 行政裁判所の数、所在地及び管轄区域並びに高等行政裁判所の所在地を州立法府は規定する。行政裁判所のK部 (カンマー) 又は高等行政裁判所のS部 (ゼナート) 他の場所にも設置することができる。

③ 二以上の州は、ひとつの合同高等裁判所の設置又は州際を越える裁判所の管轄区域の拡張について、合意することができる。

第三条〔行政裁判所の構成〕

① 行政裁判所は、所長及び必要な員数の部長その他の裁判官で構成する。

② 行政裁判所に、K部を置く。

③ 行政裁判所のK部は、三人の裁判官及び二人の名譽職行政裁判官の構成で、裁判をする。口頭弁論を経ない決定及び予備決定（第八五条）をするときは、名譽職行政裁判官は関与しない。

第四条〔所長の代理〕

所長に支障のある場合は、部長が常置代理人（副所長）として任命されていないときに、勤続年数の最も長い順に部長若しくは裁判官が、勤続年数が同じとき最年長の順に部長又は裁判官が、その所長を代理する。

第五条〔勤続年数〕

この法律による勤続年数は、行政裁判所の部長又は裁判官に指名された日から起算する。

第六条〔行政裁判所の幹部会〕

① 行政裁判所の幹部会は、所長、部長及び勤続年数の最も長い順に二人の裁判官、勤続年数が同じときは最年長の順に二人の裁判官で構成する。

② 評決は多数決により決し、可否同数のときは所長の

意見により決する。

第七条〔行政裁判所内における事務分配〕

① 所長及び部長はK部の裁判長を主宰する。

② 幹部会は事業年度の開始前に当該年度について事務を各K部に分配し、そしてK部の裁判長及び常設構成員を指名し、そしてその者に支障のある場合に備えて正規の代理人を指名する。所長は、自己の所属するK部を選択する。すべての裁判官は、二以上のK部の構成員になるため任命を受けることができる。

③ 当該命令は事業年度の中で変更しうる。ただし、あるK部の負担が過重であるため又は裁判所の個々の構成員の長期にわたる支障のため、必要がある場合に限り、当該命令を変更することができる。

第八条〔K部内における事務分配〕

K部の内部においては裁判長が事務を個々の裁判官に分配する。

第九条〔高等行政裁判所の構成〕

① 高等行政裁判所は、所長及び必要な員数のS部長その他の裁判官で構成する。

② 高等行政裁判所に、S部を置く。

③ 高等行政裁判所のS部は、五人の裁判官の構成で裁

判をなし、口頭弁論を要しない決定の場合には三人の裁判官の構成で裁判をする。

④ その他の場合においては、第四条から第八条までの規定を準用する。

第一〇条（連邦行政裁判所の構成）

① 連邦行政裁判所は、所長及び必要な員数の部長その他の連邦裁判官で構成する。

② 連邦行政裁判所に、S部を置く。

③ 連邦行政裁判所のS部は、五人の裁判官の構成で裁判をなし、口頭弁論を要しない決定の場合、三人の裁判官の構成で裁判をする。

④ その他の場合においては、第四条から第八条までの規定を準用する。

第一条（連邦行政裁判所の大部）

① 連邦行政裁判所に、大部を置く。

② 大部は、所長及び六人の裁判官からなる。裁判官及びその代理人は、幹部会により二事業年度の任期をもって任命される。所長、又は所長に支障があるときはその代理人が、大部の裁判長を主宰する。第三項の場合においては、関係ある各S部が、第四項の場合においては、判決部が、評決権を有する裁判官一名を大部の評議会へ派遣すること

ができる。可否同数のときは、裁判長の意見により決する。

③ 法律問題について、連邦行政裁判所のあるS部が、他のS部又は大部の判例に相反する見解であるときは、大部がその法律問題について口頭弁論を経ることなく裁判をする。

④ 判決部は、法の継続形成又は判例統一の確保のために必要があると考えるときは、基本的な法律問題について、大部の裁判を求めることができる。

⑤ 大部の裁判は、当面の事件につき、判決部を拘束する。

⑥ 大部の裁判に先立ち、連邦公益代表者は連邦行政裁判所で聴聞を受けなければならない。その連邦公益代表者は法廷においてもその意見を述べることができる。

第二条（高等行政裁判所の大部）

連邦行政裁判所への上告が許されていない限り、高等行政裁判所について、第一条の規定を準用する。

第三条（書記課）

各裁判所に、書記課を置く。書記課には、相応な員数の書記官を配置する。

第四条（司法共助及び行政共助）

すべての裁判所及び行政庁は、行政裁判権のある裁判所

に司法共助及び行政共助を提供する。

第二章 裁判官

第一五条〔本務裁判官・終身任命〕

① 裁判官は、第一六条及び第一七条において別段の定めがある場合を除き、終身任命される。

② 裁判官は裁判所構成法による裁判官職の資格を有するか、又は、大学における法学教育を三年以上受けかつ公務で三年以上の研修を受けたのち法定の試験に合格することにより上級行政職の資格を取得していなければならぬ。

③ さらに、裁判官は、第二項に定める資格を取得したのち、三年以上の間次のいずれかの態様で実務についていなければならぬ。

一 ドイツ帝国の行政において、ボン基本法第一三〇条に基づく連邦、州、市町村連合、市町村若しくは公法上のその他の法人、営造物若しくは財団において本務として。

二 裁判所の本務構成員として。

三 弁護士として若しくは適格行政法学者として。

四 公認ドイツ高等教育機関における法学教官として。

④ 連邦行政裁判所及び高等行政裁判所の裁判官は、年齢満三五才に達した者であることを要する。S部の長の半

数以上並びに連邦行政裁判所及び高等行政裁判所のその他の裁判官の半数以上は、行政裁判権のある裁判所の裁判官を三年以上就任していたことを要する。

⑤ 各裁判所の裁判官の半数以上は、第三項第一号に規定する要件を具備することを要する。

第一六条〔裁判官指名のための聴聞〕

① 高等行政裁判所のS部の長又は裁判官の指名に先立ち、その裁判所の幹部会は、聴聞を受けなければならず、行政裁判所の部長又は裁判官の指名に先立ち、高等行政裁判所の所長は、聴聞を受けなければならぬ。

② 連邦行政裁判所のS部長の指名又は裁判官の招聘に先立ち、連邦内務省大臣はこの裁判所の幹部会を聴聞しなければならぬ。

第一七条〔兼務裁判官〕

高等行政裁判所及び行政裁判所においては、他の裁判所の終身任命された裁判官及び法律学の正教授を、その本務の任期中二年を下回らない一定の期間、兼務として裁判官に指名することができる。

第一八条〔補助裁判官〕

① 高等行政裁判所及び行政裁判所では補助裁判官を任命することができる。補助裁判官は第一五条第二項及び第

三項に規定する要件を具備することを要する。

② 定期的に雇用される終身裁判官が問題である場合を除いて、補助裁判官は一年を下回らない一定の期間を定めて任命されなければならない。補償手当はあらかじめ全期間について確定されなければならない。

③ 高等行政裁判所では、補助裁判官として、行政裁判所又は他の裁判所の定期に雇用される裁判官を一名任命することができる。

第十九条 (兼務・補助裁判官の関与)

兼務裁判官及び補助裁判官は裁判長を主宰することができない。K部(S部)では二人以上の兼務裁判官又は補助裁判官が関与してはならない。

第三章 名誉職行政裁判官

第二〇条 (法的地位)

名誉職行政裁判官の職位は名誉職である。名誉職行政裁判官は、裁判官と同等の権利をもって、口頭弁論及び判決の発見に関与する。

第二一条 (要件)

名誉職行政裁判官は、次の要件をすべて具備することを

要する。

一 ドイツ国民であること
二 年齢満三〇才に達していること

三 その選任の前一年間その裁判所の管轄区域に住所を有していること

第二二条 (除斥事由)

次に掲げる者は、名誉職行政裁判官の職につくことができない。

一 刑事判決の結果、公職につく資格を喪失した者、又は重罪若しくは故意による軽罪により禁錮六月以上の刑を言い渡されている者

二 公民権の剥奪若しくは公職につく資格の剥奪を生ぜしめるおそれのある重罪若しくは軽罪のために起訴されている者

三 裁判所の命令によって自己の財産に対する処分権を制限されている者

四 州議会の議員の選挙権を有していない者

第二三条 (障害事由)

次に掲げる者は、名誉職行政裁判官に招聘することができない。

一 連邦議会、連邦参議院、州議会、連邦政府又は州政

府の構成員

二 官吏及び公務職員

三 裁判官

四 弁護士、公証人、適格行政法学者及び他人の法律問題を業として処理する者

第二四条〔拒否事由〕

① 次に掲げる者は、名譽職行政裁判官の職につくことを拒むことができる。

一 司祭及び聖職者

二 参審員、陪審員及び裁判所のその他の名譽職保持者

三 医師、看護人、助産婦

四 助手を有していない薬剤師

五 年齢満六五歳に達した者

② 第一項に定めるほか、特別の苛酷な事情がある場合には、申立てにより、「名譽職行政裁判官の」引受け又は引続き職務を行うことを免ずることができる。

第二五条〔解任〕

① 名譽職行政裁判官は、次のいずれかの場合には、その職を解かれなければならない。

一 第二一条から第二三条までの規定により、招聘することができなかつたとき、又はもはや招聘することができ

ないとき

二 その者の職務上の義務に著しく違反したとき

三 第二四条第一項の規定による拒否の事由を主張するとき

四 職務の遂行に必要な精神的又は肉体的能力をもはや有していないとき

五 裁判所の管轄区域内にその者の住所を有しなくなつたとき

② 高等行政裁判所の S 部は、第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の場合には、行政裁判所所長の申立てにより、第一項第三号の場合には、名譽職行政裁判官の申立てにより、その裁判をする。この裁判は、当該名譽職行政裁判官を審尋した後、決定で行う。この裁判は、取消請求をすることができない。

第二六条〔選任〕

名譽職行政裁判官は、四年の任期をもって選任される。

第二七条〔選任委員会〕

① 各行政裁判所に、名譽職行政裁判官を選任するための委員会を設置する。

② 委員会は、委員長としての行政裁判所所長、陪席委員としての州政府から指名された一人の行政官及び七人の

受託委員からなる。受託委員及びその代理者七人は、当該行政裁判所の管轄区域の住民の中から、州議会若しくは州議会の指定する州議会委員会により、又は州法に従つて、選任される。受託委員は名誉職行政裁判官として招聘される要件を具備することを要する。

③ 委員会は、少なくとも委員長、行政官及び三人の受託委員が出席しているとき、議決することができる。

第二八条〔名誉職行政裁判官の員数〕

各行政裁判所に相応な名誉行政職裁判官の員数を、所長は、あらかじめ各名誉職行政裁判官の招集が年間一二通常開延日以下にとどまるように定める。

第二九条〔候補者名簿〕

郡及び郡に含まれない市は、四年ごとに、名誉職行政裁判官の候補者名簿を作成する。委員会は、各郡及び郡に含まれない各市のために、候補者名簿に登載されるべき候補者の員数を定める。この場合には、第二八条の規定により必要とされる名誉職行政裁判官の三倍の数を基礎としなければならぬ。名簿への登載については、郡又は郡に含まれない市の議会の議員の法定数の三分の二以上の同意を要する。候補者名簿には、候補者の氏名のほか、出生地、出生日及び職業を記載するものとする。候補者名簿は、管轄

行政裁判所の所長に送付しなければならない。

第三〇条〔選任手続〕

① 委員会は、候補者名簿から、三分の二以上の多数決をもって、相応な員数の名誉職行政裁判官を選任する。

② 名誉職行政裁判官は、その者の個人的立場ではなく、その者の客観的適性に従つて選任されなければならない。

③ 従前の名誉職行政裁判官は、新たな選任の時まで、その職にとどまる。

第三一条〔招集順序と名簿〕

① 行政裁判所の幹部会は、事業年度の開始前に、名誉職行政裁判官を法廷に招集しなければならない順序を定める。各K部のために、一二名以上の氏名の記載のある名簿を作成しなければならない。

② 予測できない支障のある場合に代理人を招集するために、裁判所所在地又はその周辺に居住する名誉職行政裁判官を記載した予備名簿を作成することができる。

第三二条〔宣誓〕

① 名誉職行政裁判官は、その者の最初の勤務に際して公開法廷において宣誓しなければならない。この宣誓は在職期間中有効である。

② 裁判長は、宣誓者に次の文言を唱する。

「なんじは、名譽職行政裁判官の義務を忠実に履行し、そして良心に従って票決することを全知全能の神にかけて誓う。」

③ 名譽職行政裁判官は、次の言葉を述べることにより、宣誓をなす。

「私はそれを誓います。神のご加護がありますように。」

④ 宣誓者は宣誓をなすとき右手をあげるものとする。

⑤ 名譽職行政裁判官が、律法が宣誓の代わりに特定の宣誓方式を用いることを許している宗教団体の構成員である場合には、その宗教団体の誓約方式による意思表示は宣誓と同一視される。

⑥ 宣誓は、宗教的な誓約でなくても行うことができる。

⑦ 宣誓は記録に留められる。

第三三条〔補償手当〕

① 名譽職行政裁判官は、参審制に関する規定により、補償手当を受領する。

② 受託委員(第二七条)は、名譽職行政裁判官と同額の補償手当てを受領する。

第三四条〔過料〕

① 名譽職行政裁判官が、十分な免責の理由がないにもかかわらず、所定の日時に法廷に在廷せず、又はその他の

態様でその者の義務を怠ったときは、過料に処することができる。右の場合に、その義務を怠ったことにより生じた費用を同時に負担させることができる。

② 第一項の決定は、裁判長が言い渡す。後に免責がなされたときは、裁判長は、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第四章 公益代表者

第三五条〔連邦公益代表者〕

① 連邦行政裁判所に、連邦公益代表者を置く。連邦公益代表者は、公益を維持するため、連邦行政裁判所に係属するすべての手続において関係人になることができる。連邦公益代表者は、連邦政府の指示に拘束される。

② 高等行政裁判所及び行政裁判所に、公益代表者を置くことができる。

③ 連邦公益代表者並びに高等行政裁判所及び行政裁判所の公益代表者は、第一五条第二項及び第三項の要件を具備することを要する。

第五章 司法行政

第三六条〔職務上の監督〕

① 裁判所の所長は、裁判官、官吏、職員及び労働者に対して、職務上の監督を行う。

② 行政裁判所に対する上級監督庁は、高等行政裁判所の所長とする。

第三七条（行政事務）

裁判所及び裁判官には、司法行政以外のいかなるか行政事務も委ねてはならない。

裁判官の同意を得て、その裁判官に、別な裁判官職、高等教育機関の教育職又は官吏後継者の教育と試験という任務を、委ねることができ。

第六章 行政権利救済の途及び管轄

第三八条（行政権利救済の途の適法性）

行政権利救済の途は、他の裁判所の管轄権が明文による分配により根拠づけられている場合を除いて、憲法上の争訟を除くすべての公法上の争訟について、開かれている。

第三九条（他の権利救済の途）

① 普通行政裁判権のある裁判所は、その裁判所に提訴される権利救済の途の適法性について、裁判をする。普通行政裁判権のある裁判所（A）が、すでに確定判決により、その権利救済の途を不適法と宣言しているときは、他の裁

判所（B）は、同一事件につき、普通行政裁判権のある裁判所（A）への権利救済の途を適法だと認めるとい理由で、自己（B）の裁判権を否定することはできない。

② 民事裁判権、労働裁判権、財政裁判権又は社会裁判権のある裁判所が、すでに確定判決により、当該裁判所に提訴された権利救済の途の適法又は不適法と宣言しているときは、普通行政裁判権のある裁判所は、その裁判に拘束される。

③ 普通行政裁判権のある裁判所は、当該裁判所に提訴された権利救済の途を不適法と認めるときは、その権利救済の途を不適法と宣言する判決において、同時に、原告の申立てにより、権利救済の途を適法と認められる第一審裁判所に、事件を移送する。原告は、判決の基礎となる口頭弁論の終結までに限り、移送の申立てをすることができる。判決の即判力が生じると同時に、その事件は、その判決で表示された裁判所に係属し、この係属は理由があるものとみなされる。訴えの提起によって（「出訴」期間が遵守されるものとされる場合において、この（「出訴期間の遵守」）効果は、当該訴えが提起されたときに、すでに生じる。手続法規定以外の規定により訴訟係属に付与される効果を考慮に入れる場合も、同様とする。

④ 民事裁判権、労働裁判権、刑事裁判権、財政裁判権又は社会裁判権のある裁判所における手続には、第三項は準用される。××年月日付の法律正文による労働裁判所法(連邦官法第一巻〇頁) 第四八条第一項は、影響を受けな

第四〇条 (訴えの種類)

権利保護は、形成の訴え、確認の訴え及び給付の訴えにより要求することができる。

第四一条 (取消しの訴え・義務づけの訴え)

① 訴えにより、行政行為の取消し(取消しの訴え)並びに拒否された行政行為又は不作為の行政行為の発給を求める判決(義務づけの訴え)を要求することができる。

② 訴えは、法律に別段の定めがない限り、原告が行政行為又はその拒否若しくはその不作為により不服であると主張するときに限り、訴えは適法とする。

第四二条 (確認の訴え)

① 原告が即時の確認につき正当な利益を有するときは、訴えにより、法律関係の存否の確認又は行政行為の無効の確認を要求することができる(確認の訴え)。

② 原告が形成の訴え又は給付の訴えによりその権利を訴求することができるとき又はこれを訴求することができる

たであろうときには、確認の訴えは排除される。ただし、行政行為の無効の確認を要求する場合は、この限りでない。

第四三条 (訴えの客観的併合)

原告は、数個の訴えの要求が同一の被告に向けられ、相互に関連を有し、かつ、同一の裁判所の管轄に属するとき、これらの訴えの要求をひとつの訴えに併合して訴求することができる。

第四四条 (行政裁判所の事物管轄)

行政裁判所は、行政権利救済の途が開かれているすべての争訟につき、法律に別段の定めがある場合を除き、第一審として裁判をする。

第四五条 (高等行政裁判所の審級管轄)

高等行政裁判所は、次に掲げる上訴について裁判をする。

- 一 行政裁判所の判決に対する控訴
- 二 行政裁判所その他の裁判に対する抗告
- 三 第一四一条に基づく、行政裁判所の判決に対する上告

第四六条 (規範統制手続に関する高等行政裁判所の管轄)

州の立法府は次の各号に掲げる事項を規定することができる。

一 高等行政裁判所は、その裁判権のある範囲において、

申立てにより、州法の〔法規〕命令の有効性について、又は〔当該法規規定が憲法裁判所によって事後審査を受けうる〕ことが、法律により定められていない範囲において、〕州法律の下のレベルにあるその他の法規規定の有効性について裁判をする。

二 〔法〕規定の適用により不利益を被った者又は近い将来に不利益を予想せざるをえない者は、申立てをする。ことができる。

三 裁判は、判決でする。

四 当該〔法〕規定の有効性が否定される場合、当該裁判は、一般に拘束力を有しており、かつ、当該規定が公告されたと同様の方法で、公示されなければならない。

第四七条〔高等行政裁判所の管轄—結社の禁止〕

高等行政裁判所は、ある結社がボン基本法第九条第二項により禁止されていることの確認を求める、刑法典一二九条aによる州政府の申立てについて裁判をする。

第四八条〔準用規定〕

第四六条及び第四七条による高等行政裁判所における手続には、行政裁判所における手続に関する規定を準用する。

第四九条〔連邦行政裁判所の管轄—上訴〕

連邦行政裁判所は、次に掲げる上訴について、裁判をす

る。

一 高等行政裁判所の判決に対し、第一三一条及び第一三二条の規定によってする上告

二 行政裁判所の判決に対し、第一三三条によってする上告

三 第一三一条第三項による抗告

第五〇条〔始審かつ終審の連邦行政裁判所の管轄〕

① 連邦行政裁判所は、次に掲げる事項について、始審にして終審として裁判をする。

一 最上級の連邦行政庁の行政行為の取消請求について。領事の〔管轄に属する〕領域において、外国為替管理において、商工業の領域において、及び私法上の保険制度と住宅貯蓄制度についての監督について、食品、森林及び木工業について、労働法の領域において、交通制度について、及び水利業について。

二 当該法的紛争が第一号による法領域のうちの一つにかかわっており、かつその法律関係の存否が最上級の連邦行政庁によって訴えられている場合において、その法律関係の存否の確認について。

三 連邦と州との間及び州相互の間における、憲法上の争訟を除く公法上の争訟について。

四 ある結社がボン基本法第九条第二項に基づいて禁止されていることの確認を求め、刑法典第一二九条 a による連邦政府の申立てについて。

五 この法律の施行地外にその所在地を有する連邦行政庁の行政行為の取消請求について。

六 その他連邦法律によって連邦行政裁判所に分配されている事例について。

② 案件がその範囲、意義又は効果の点で、一の州の領域を越えているか、若しくは一般的又は基本的な意義を有する場合、又は公益上やむを得ない理由から、直ちに既判力の生じる裁判が必要である場合に限り、連邦行政裁判所は、第一項第一号及び第二号に基づいてその事件について自ら裁判をする。これらの要件のいずれもが具備しない場合には、連邦行政裁判所はその事件を決定で第一審の土地管轄のある裁判所に移送する。連邦行政裁判所の連邦公益代表者は、裁判に先立ち、審尋を受けなければならない。

③ 連邦行政裁判所は、第一項第三号の規定により、ある争訟を憲法上のものと認めるときは、その裁判をさせるため、連邦憲法裁判所にその事件を送付する。連邦憲法裁判所は、拘束力のある裁判をする。

④ 連邦行政裁判所の管轄権は、連邦法律によって他の

裁判所に分配されている案件について、排除されている。

第五一条〔準用規定〕

第五〇条の規定に基づく連邦行政裁判所における手続には、行政裁判所における手続を準用する。

第五二条〔結社禁止の訴えに関する手続の中断〕

① ある結社が州の領域に限定されている場合に限り、その結社がボン基本法第九条第二項の規定に基づいて禁止されていることの確認を、州政府は高等行政裁判所に申立てることができる。

② 結社がボン基本法第九条第二項に基づいて禁止されていることの確認を、連邦政府が連邦行政裁判所に申立てた場合には、この申立ては、当該裁判の送達又は告知に至るまでの間、次の効果を有する。

一 同一の結社を理由とする州政府による類似の確認が高等行政裁判所に申立てられていたか又は申立てられる場合において、高等行政裁判所でのその手続は、連邦政府の申立てについて連邦行政裁判所の裁判があるまでの間、中断しなければならない。

二 高等行政裁判所又は行政裁判所において係属している法的紛争又は係属するであろう法的紛争についての裁判が、同一の結社がボン基本法第九条第二項に基づき禁止され

ているか否かに、かかっている場合には、行政裁判所又は高等行政裁判所におけるその手続は、連邦政府の申立てについて連邦行政裁判所の裁判があるまでの間、中断しなればならない。

③ 連邦行政裁判所の裁判は、第二項第一号及び第二項の場合において、すべての高等行政裁判所及び行政裁判所を拘束する。

④ 連邦政府が第一項による確認を申立てていないときに、州政府がそのような確認を申立てた場合には、第二項第二号及び第三項は当該州の行政裁判所に準用されなければならぬ。高等行政裁判所の裁判は、当該州のすべての行政裁判所を拘束する。

第五三条〔行政裁判所の土地管轄〕

土地管轄は、次のとおりとする。

一 不動産又は土地の上にある権利若しくは法律関係に関連する争訟については、その財産又は土地の所在地にある管轄区域の行政裁判所が、専属的に土地管轄を有する。

二 連邦行政庁又は連邦に直属する公法上の法人、営造物若しくは財団のした行政行為に対する取消の訴えについては、第一号の場合を除くほか、そして第五〇条に基づき始審にして終審の連邦行政裁判所の特別管轄の場合を除く

ほか、その連邦行政庁、法人、営造物又は財団の所在地にある管轄区域の行政裁判所が、土地管轄を有する。義務づけの訴えについても、同様とする。

三 他のすべての取消の訴えについては、第一号の場合を除くほか、行政行為がなされた区域の行政裁判所が土地管轄を有する。数個の行政裁判所の管轄区域にまたがって管轄権を有する一つの行政庁が、行政行為をおこなった場合には、それに不服のある者が所在地又は住所を有する管轄区域の行政裁判所が、当該数個の行政裁判所管轄区域において、管轄を定める。このような所在地又は住所がないときは、第四号により、管轄を定める。義務づけの訴えについても、同様とする。

四 その他のすべての場合には、被告がその所在地若しくは住所を有する管轄区域の行政裁判所、又は所在地若しくは住所のないときは居所若しくは最後の住所を有した管轄区域の行政裁判所が、土地管轄を有する。

第五四条〔管轄裁判所の指定〕

① 次の場合には、共通の直近上級裁判所が、行政裁判権内での管轄裁判所を指定する。

一 本来の管轄裁判所が、個別具体的場合において、法律上又は事実上の障害により裁判権を行使できないとき。

二 二以上の裁判所管轄区域の境界に関して、いずれの裁判所がその法的紛争を管轄するかについて明かでないとき。

三 裁判籍が第五二条によって定まり、二以上の裁判所が管轄権を有すると考えられるとき。

四 二以上の裁判所が、確定裁判で管轄権を有することを宣言したとき。

五 二以上の裁判所がその法的紛争につき管轄権を有し、その他の裁判所が確定裁判で管轄権を有しないことを宣言したとき。

六 土地管轄が第五三条の規定により存在しないとき。

② 法的紛争の關係人及びその法的紛争を取り扱う裁判所は、上級審の裁判所に、〔管轄裁判所の〕指定を申請することができる。申請を受けた裁判所は、口頭弁論を経ないで裁判をすることができる。

第二編 手続

第七章 一般的手続規定

第五五条〔裁判所職員の除斥及び忌避〕

① 裁判所職員の除斥及び忌避は、民事訴訟法第四一条

から第四九条までの規定を準用する。K部の裁判官が、名譽職行政裁判官の忌避について、裁判をする。

② 先行の行政手続に關与した者も、裁判官又は名譽職行政裁判官としてその職に従事することを除斥する。

③ 裁判官又は名譽職行政裁判官が、当該手続の結果によってその利益に影響を受ける団体の代表者であるときは、民事訴訟法第四二条の規定に定める予断のおそれが、常に根拠づけられる。

第五六条〔秩序規定〕

公開、法廷警察及び裁判所用語に關する裁判所構成法第一六九条から第一九一条までの規定を準用する。

第五七条〔評議・評決〕

評議及び評決には裁判所構成法第一九二条から第一九八条までの規定も準用する。

第五八条〔聴聞〕

① あらゆる裁判に先立ち、第八五条の規定の場合を除いて、その裁判により不服となるであろう關係人は、聴聞を受けなければならない。

② 口頭弁論が規定されている場合を除き、尋問は書面により行うことができる。

③ 口頭弁論にはすべての關係人が呼出されるものとす

る。事前呼出しの行われぬ個人尋問が避けられない場合には、その尋問の内容は他の関係人に遅滞なく通知しなければならぬ。

第五九条〔送達〕

① 期間の進行を開始させる命令及び裁判並びに期日の指定及び呼出しは、送達しなければならない。ただし、告知については、明文で定められている場合に限り、送達しなければならない。

② 送達は、職権により、行政送達法の規定に従つて行ふ。

第六〇条〔期間〕

① 期間の進行は、別段の定めがある場合を除いて、送達と同時に開始し、又は送達が定められていないときは、公示又は告知と同時に開始する。

② 期間は、民事訴訟法第二二二条、第二二三条第一項、第二二四条二項及び第三項、第二二五条並びに第二二六条の規定により計算する。

第六一条〔権利救済の教示〕

① 連邦行政庁は、取消請求を受けることのある行政行為をする場合には、その行政行為に対して認められる法的救済、その法的救済を申し立てる機関及び〔法的救済〕期

間を関係人に教示するそうした教示書を添付しなければならない。

② 上訴又はその他の法的救済のための期間は、関係人が、その法的救済、法的救済を申し立てる行政庁又は裁判所、その所在地及び遵守されるべき期間について、書面で教示を受けたときに限り、進行を開始する。

③ 教示がなされなるとき、又は誤つてなされたときは、その法的救済の提起は、送達、公示又は告知の時から一年以内に限り、適法とする。ただし、不可抗力により一年の期間の経過前に提起できなかったとき、この限りでない。不可抗力の場合には、第六二条第二項の規定を準用する。

第六二条〔期間徒過の原状回復〕

① 法定の期間の遵守が故意又は過失なくして妨げられた者には、申立てにより、原状回復を認めなければならない。

② 申立ては、障害がやんだ日から二週間内に起きなければならない。申立てを根拠づける事実、疎明しなければならない。懈怠した法的行為は、申立て期間内に追完しなければならない。この追完がなされたときは、原状回復は、申立てがなくても、認めることができる。

③ 懈怠した期間の末日から一年を経過した後は、その

申立ては不適法となる。ただし、不可抗力により一年の経過前に申立てをすることができなかったときは、この限りでない。

④ 原状回復の申立てについては、懈怠した法的行為につき認定しなければならぬ裁判所が、裁判をする。

第六三条〔関係人〕

手続の関係人とは、次に掲げる者をいう。

一 原告

二 被告

三 参加人 (第六七条)

四 連邦公益代表者又は公益代表者。ただし、その者が手続関与権を行使する場合に限る。

第六四条〔当事者能力〕

次に掲げる者は、手続に関与する能力を有する。

一 自然人及び法人

二 権利能力なき社団

第六五条〔訴訟行為能力〕

① 次に掲げる者は、手続行為をすることができる。

一 民法による行為能力者

二 民法により行為能力を制限された者。ただし、その者が民法又は公法の規定により、手続の目的物につき行為

能力がある者として承認されている範囲に限る。

② 権利能力のある社団又は権利能力のない社団のために、その法定代理人、理事又は特別受任者が行為をする。

③ 民事訴訟法第五三条から第五八条までの規定を準用する。

第六六条〔訴えの主観的併合〕

共同訴訟に関する民事訴訟法第五九条から第六三条までの規定を準用しなければならない。

第六七条〔訴訟参加〕

① 裁判所は、職権により又は申立てにより、裁判の結果によつて法的利益を害される第三者を参加させることができる。

② 第三者が争われている法律関係に関与し、その裁判がその第三者に対しても合一にのみなされうる場合においては、その第三者を参加させなければならない (必要的訴訟参加)。

③ 参加決定は、すべての関係人に送達しなければならない。参加決定には、事件の現状及び訴訟参加の理由を記載するものとそる。参加は、取消請求することができない。第六八条〔参加人の地位〕

参加人は、関係人の申立ての範囲内において、独立して

攻撃又は防御の方法を主張し、すべての手続行為を有効に行うことができる。参加人は、必要的訴訟参加の場合に限る。関係人と異なる本案の申立てをすることができる。

第六九条〔弁護士強制—訴訟代理人・補佐人〕

① 関係人は、手続のいかなる段階においても、任意代理人に代理させることができる。代理権は、書面により授権しなければならぬ。代理権は、事後に追完することができる。裁判所は、追完の期間を定めることができる。任意代理人が選任されたときは、裁判所は、その代理人に通知しなければならぬ。

② 口頭弁論において関係者は補佐人とともに出頭することができる。

③ 代理人及び補佐人として、弁護士及びドイツ高等教育機関の法学者は許可されている。行政裁判所及び高等行政裁判所において、それ以外の者もまた、適切な陳述をなす能力を有するとき、任意代理人及び補佐人として出廷できる。

④ 決定で、関係人が任意代理人及び保佐人に代理させなければならぬことを命ずることができる。

⑤ 第三項及び第四項の規定は、連邦、州、市町村、市町村連合並びに公法上の法人、営造物及び財団に適用しな

い。ただし、その者が、裁判官職の資格又は上級行政職の資格をもつ官吏又は職員によって代理させることができる場合に限る。

第八章 取消の訴え及び義務づけの訴えにつ

いての特別規定

第七〇条〔不服申立前置手続〕

① 取消の訴えを提起するに先立ち、前置手続において、行政行為の合法性及び合目的性が事後審査を受けなければならない。ただし、法律が事後審査の不要を定めているとき、又は次に掲げるいずれかの場合には、この事後審査を必要としない。

一 行政行為が、最上級の連邦行政庁によってなされたとき。

二 法律が事後審査を定めている場合を除いて、行政行為が最上級の州行政庁によってなされたとき。

② 行政行為の着手を求める申請が拒否された場合には、義務づけの訴えに第一項の規定を準用する。

第七一条〔不服申立前置手続の開始〕

前置手続は、不服申立の提起によって開始する。

第七二条〔不服申立の期間と形式〕

① 不服申立ては、行政行為が不服申立人に知らされた日から二週間以内に、書面により、又は調書により、その行政行為をなした行政庁に提起しなければならない。不服審査決定をする行政庁に提起した場合にも、期間は遵守されたものとする。

② 第六十一条第二項及び第三項並びに第六二条を準用する。

第七三条〔不服容認決定〕

行政庁は、不服申立てを理由があると認めるときは、不服申立てを容認する。その他の場合には、行政庁は不服申立てを、第七四条により管轄を有する行政庁に遅滞なく、移送する。

第七四条〔不服審査決定〕

① 不服審査決定は、次に掲げる行政庁がこれをおこなう。

一 直近上級行政庁

二 直近上級行政庁が、最上級の連邦行政庁又は州行政庁である場合には、当該行政行為をおこなった行政庁

三 自治行政に関する案件においては、自治行政庁

② 前置手続の裁決にあたり委員会又は諮問委員会の協力を定めている規定は、影響を受けない。

③ 不服審査決定には、理由を付さなければならない。

第七五条〔出訴期間〕

取消の訴えは、不服審査決定の送達又は公示から一月以内に提起することを要する。第七〇条により不服審査決定を必要としないときには、訴えは、行政行為を知った日から一月以内に提起することを要する。

第七六条〔不服審査決定を要しない訴え—不行為の訴え〕

不服申立て又は行政行為の着手を求める申立に対し、十分な理由もなく、相当の期間内に、本案の決定がなされていないときは、第七〇条にかかわらず、訴えを提起することができる。訴えは、不服申立ての提起又は行政行為の着手を求める申立ての時から三月を経過するまでは、不適法とする。ただし、その事案の特別の事情により右の期間の短縮する必要がある場合は、この限りでない。不服申立が決定されないか又は申立に係る行政行為がなされないことにつき、十分な理由があるときは、裁判所は、裁判所の定める期間が経過するまで、その手続を中断する。裁判所の定められた期間内に不服申立が認容されるとき、又は右期間内に行政行為がなされるときは、本案が解決された旨を宣言しなければならぬ。

第七七条〔不作為の訴え・出訴期間〕

法的救済の提起が不可抗力のため一年期間の徒過前に不可能であった場合又は個別具体の事案の特別な事情により行われぬ場合を除いて、第七六条による訴えは、不服申立の提起以降又は行政行為の着手を求め申立ての提起以降一年を経過するまでに限り、提起することができる。

第七八条〔異議申立て又は審査請求〕

① 異議申立て又は審査請求手続に関する他の連邦法の規定は、すべて、この章の規定によって置き換えられるものとする。

② 前置手続としての異議申立て又は審査請求手続に関する州法の規定についても、同様とする。

第七九条〔被告〕

訴えの提起にとつて、被告を表示するには、原行政行為をおこなつた行政庁の記載又は申請に係る行政行為をおこなわなかつた行政庁の記載で足りる。

第八〇条〔取消の訴えの対象〕

訴えの対象は、不服審査決定によつて変更された形における原行政行為とする。

第八一条〔執行停止の効力・即時執行の停止〕

① 不服申立及び取消の訴えは、執行停止の効力を有する。行政行為が法律を形成する場合についても、同様とす

る。執行停止の効力は公租公課及び費用の請求には生じない。

② 不服審査決定を行わなければならない行政庁、取消の訴えの提起後には、当該不服申立について裁決をした行政庁、第七〇条第一項第二文の場合には当該行政行為を行つた行政庁は、公の利益のため執行停止の効力の除去を必要と認めるときには、特別な命令によつて執行停止の効力を全部又は一部につき除去することができる。

③ 申立てにより、本案の裁判所は、当該執行停止の効力を全部又は一部につき回復することができる。申立ては、取消の訴えの提起前においても、適法である。裁判所は、裁判のときにすでにその行政行為が執行されている場合には、その執行の取消を命ずることができる。執行停止効力の回復は、担保の供与又はその他の負担にかからしめることができる。

④ 第三項の規定による申立てに関する決定は、取消請求をすることができない。その決定はいつでも変更し、又は取り消すことができる。

⑤ 執行が遅延すれば公の利益に危険がある場合、とくに生命、健康又は財産に急迫の不利益が生じる場合、不服申立又は取消の訴えの執行停止の効力は、予防的な、非常

措置と表示された行政庁の命令に対しては、生じない。

⑥ 第一項第三文及び第五項の場合にも、裁判所は、申立てにより、第三項の命令を行うことができる。

⑦ 緊急の場合には、裁判所に代わり裁判長が裁判をすることができ、その裁判に対しては、それを知った日から二週間以内に、裁判所に不服を申し立てることができる。

第九章 行政裁判所における手続

第八二条〔訴えの提起〕

① 訴えは、書面により、又は書記課の書記官の作成する調書により、管轄行政裁判所に提起しなければならない。

② 訴状及びすべての書面には、他の関係人のため謄本を添付するものとする。

第八三条〔訴状の内容〕

訴状には、関係人及び訴訟物を表示し、かつ、特定の申立てを掲げることが要する。理由付けに役立つ事実及び証拠方法を記載するものとする。係争の処分及び不服審査決定は、その原本又は謄本を添付するものとする。

第八四条〔管轄〕

① 行政裁判所は、土地管轄又は事物管轄を有しないと認める場合において、行政裁判権のある管轄裁判所を特定

できるときは、原告の申立てにより、決定で、管轄違を宣言し、かつその法的紛争を行政裁判権のある管轄裁判所に移送しなければならない。

② 第一項の決定は取消請求することができない。決定は、これに表示された裁判所を拘束する。訴訟係属の効力は、継続するものとする。

③ (第一項の決定に) かかわった裁判所における手続の費用は、その決定に表示された裁判所で生じる費用の一部として取り扱われる。

第八五条〔予備決定〕

① 訴えが不適法であり、又は明らかに理由がないとみえるときは、裁判所は、口頭弁論期日の指定があるまでは、理由を付した予備決定で、訴えを却下することができる。

② 関係人は、予備決定の送達から二週間以内に口頭弁論を申立てることができる。その申立てが期間内に提起されたときは、その予備決定はなされなかったものとみなす。その他の場合には、予備決定は既判力のある判決として効力を有する。

第八六条〔訴状の送達〕

裁判長は、被告に対して、訴状の送達をする。送達と同時に、被告に、書面で意見を述べることを催告しなければ

ならない。その期間を定めることができる。

第八七条〔職業探知主義・釈明義務・準備書面〕

① 裁判所は、職権により、事実関係を探究する。その際、関係人を招致しなければならない。裁判所は関係人の主張及び証拠の申出に拘束されない。

② 口頭弁論においてなされた証拠の申出は、理由を付した裁判所の決定によつてのみ、却下することができる。

③ 裁判長は、関係人が、形式上の誤謬の不備を除去し、不明確な申立てを明確にし、有用な申立てをし、不十分な事実の記載を補充し、かつ、事実関係の確定及び認定のために重要なすべての説明をするように指示しなければならない。

④ 関係人は、口頭弁論の準備のために書面を提出するものとする。裁判長は、期限を定めて準備書面の提出を関係人に催告することができる。その書面は、職権で、関係人に送達しなければならない。

⑤ その書面には、引用した証書の原本又は謄本をその全部又は抜粋により添付しなければならない。その証書がすでに相手方に知るところとなつており、又はきわめて大量であるときは、その証書を詳細に表示し、裁判所で閲覧に供する旨の申出を付記すれば足りる。

第八八条〔口頭弁論の準備〕

裁判長又は裁判長の指定する裁判官〔本条において「裁判長等」という。〕は、口頭弁論に先立ち、その法的紛争をできる限り一回の口頭弁論で解決するために必要な一切の命令をしなければならない。裁判長等は、関係人を法的紛争の示談のために呼び出し、そして和解を受諾する権限を有する。その他については、民事訴訟法第二七二条b第二項、第三項、第四項第一文及び第二文を準用する。

第八九条〔訴えの申立てに対する拘束〕

裁判所は、訴えの要求を越えてはならないが、申立ての文言には拘束されない。

第九〇条〔反訴〕

① 反対請求が本訴で主張された請求又はこの請求に対して提出された防御方法及び関連するときは、本訴の裁判所に反訴を提起することができる。この規定は、第五三条第一号の場合において、他の裁判所が反対請求のための訴えについて管轄権を有するときは、適用しない。

② 取消の訴え及び義務づけの訴えにおいては、反訴はできない。

第九一条〔訴訟係属〕

① 訴えの提起により、紛争事件は訴訟係属する。

② 紛争事件が、行政裁判権のある裁判所にすでに訴訟係属しているときは、新たな訴えは、その訴訟係属中は不適法とする。

③ 裁判所の管轄権は、その管轄を根拠づける事情が、訴訟係属後に変更したことによって、影響を受けない。

第九二条（訴えの変更）

① 訴えの変更は、他の関係人が同意するとき、又は裁判所がその変更を有用と認めるときに限り、適法とする。

② 被告が訴えの変更を異議を述べることなく、書面又は口頭弁論において、当該変更された訴えに応訴したときは、被告が訴えの変更に同意したものと承認しなければならない。

③ 訴えの変更がない旨の裁判又は訴えの変更を適法とする旨の裁判は、取消請求することができない。

第九三条（訴えの取下げ）

① 原告は、判決が既判力を生ずるまでの間、その者の訴えを取り下げることができる。口頭弁論において申立てをした後の取下げは、被告の同意を必要とし、公益代表者が口頭弁論に関与したときは、さらにその者の同意をも必要とする。

② 訴えが取り下げられたときには、裁判所は、その手

続を決定で中止し、かつ、その決定において、この法律により生ずる取下げの法的効果を言い渡す。

第九四条（手続の併合又は分離）

裁判所は、決定で同種の（法的紛争の）目的物についての係属するその裁判所に数個の手続を、共通の弁論及び裁判をするための、併合し、かつ、再び分離することができる。裁判所は、一の手続に提起された数個の請求を分離し、各別の手続で弁論及び裁判をすることを命ずることができる。

第九五条（手続の中断）

法的紛争の裁判の全部又は一部が、他の係属する法的紛争の目的物をなす法律関係の存否にかかっているときは、裁判所は、当該他の法的紛争が解決するまで、弁論を中断することができる。

第九六条（本人出頭）

① 裁判所は、関係人の本人出頭を命ずることができる。不在廷の場合には、裁判所は、一〇〇〇ドイツマルク以下の罰金刑又は禁固刑二週間以内を戒告することができる。責めに帰すべき事由によって在廷しない場合には、裁判所は、決定で、当該戒告した刑を確定する。当該刑の戒告及び確定は、繰り返してすることができる。

② 関係人が、法人又は権利能力なき社団である場合には、当該刑は、法律又は定款により代表権を有する者に或告し、かつ、この者に対し確定しなければならない。

③ 裁判所は、関係人である公法上の法人又は行政庁に対し、書面により代理権の授權をうけ、かつ、当該事実状態及び法律状態について十分に教示を受けた官吏又は職員を、口頭弁論に派遣すべきことを課することができる。

第九七条〔直接の証拠調べ〕

① 裁判所は、口頭弁論において証拠を収集する。裁判所は、とくに、検証をし、証人及び鑑定人を宣誓のうえ又は宣誓をせずに尋問し、かつ、証書を取り寄せることができる。

② 口頭弁論において関係人もまた宣誓のうえ尋問することができる。

第九八条〔証拠収集の当事者開示〕

関係人は、すべての証拠調期日の通知を受け、証拠調べに立ち会うことができる。関係人は、証人及び鑑定人に対し、有用な問いを発することができる。発問に異議があるときは、裁判所が裁判する。

第九九条〔証拠調べ〕

この法律に別段の定めがある場合を除いて、証拠調べに

は、民事訴訟法第三五八条から第四四四条まで及び第四五〇条から第四九四条までの規定を準用しなければならない。

第一〇〇条〔行政庁の文書提出義務及び情報提供義務〕

① 最上級の所轄監督庁が、証書又は記録及び情報の内容を開示することが、連邦又はドイツの一の州の福祉を害するであろうこと、又は、その経過が法律上若しくは本質上秘密保持を要することを説明する場合は、行政庁は、その証書又は記録の提出及び情報の提供をなす義務を負わない。

② 最上級の連邦行政庁の証書又は記録及び情報提供が問題である場合において、第一項による説明が連邦政府によって行われているときに限り、その証書又は記録の提出及び情報提供はなされなくてよい。この〔第一文の〕要件が最上級の州行政庁で具備する場合、州政府は説明を行わなければならない。

③ 公務に就いている者を証人又は鑑定人として尋問する場合には、民事訴訟法第三七六条を準用する。

第一〇一条〔記録の閲覧〕

① 関係人は、裁判所に提出された記録を閲覧することができる。

② 関係人は、自己の費用で、書記課に、正本、抄本及

び謄本の交付を求めることができる。

③ 判決、決定及び処分草案、その準備のための書類並びに評決又は刑事処分に関する書類を、提出しないし、また謄本によっても通知しない。

第二〇二条〔口頭弁論主義〕

① 裁判所は、別段の定めがない限り、口頭弁論に基づいて裁判をする。

② 関係人の同意をえて、裁判所は、口頭弁論を経ずに裁判をすることができる。

③ 判決以外の裁判所の裁判は、別段の定めがない限り、口頭弁論を経ずに行うことができる。

第二〇三条〔呼出〕

① 口頭弁論の期日が指定されたときはただちに、一週間以上の呼び出し期間をもって、連邦行政裁判所の場合は四週間以上の呼出期間をもって、関係人を呼び出さなければならぬ。急を要する場合には、裁判長は、この期間を短縮することができる。

② 呼出状には、関係人が在廷しない場合には不在廷のまま弁論が行われ、かつ、裁判がなされることがある旨を摘記しなければならない。

第二〇四条〔口頭弁論の進行〕

① 裁判長は、口頭弁論を開始し、かつ、指揮をとる。

② 事件の呼び上げ後、裁判長又はその受命裁判官は、記録の重要な内容を朗読する。

③ これに対し、関係人は、申立てをし、かつ、これを理由づけるために発言する。

第二〇五条〔紛争事件の討議〕

① 裁判長は、関係人とともに、紛争事件を事実の点及び法律の点につき討議し尽くさなければならない。

② 裁判長は、陪席判事に対し、その求めにより、有用な問いを発することを許さなければならない。その発問に異議があるときは、裁判所が裁判をする。

③ 紛争事件が十分に討議された後、裁判長は、口頭弁論の終結を宣言する。裁判所は、その再開を決定することができる。

第二〇六条〔口頭弁論調書〕

① 口頭弁論及びすべての証拠調べのため、宣誓をした記録係が加わる。弁論の重要な経過、とくに関係人によってなされた申立ての最終内容は、調書に録取しなければならない。この調書には裁判長又は尋問裁判官及び記録係が署名しなければならない。

② 証人、鑑定人又は関係人の供述についての調書は、

これらの者に朗読し又は印刷して提出しなければならない。
調書には、これが行われたこと、それが承認されたこと、
またいかなる異論が唱えられたかについて、記録に留めら
れなければならない。口頭弁論外における尋問については、
尋問を受けた者もまたその供述について署名するものとす
る。

第一〇七条〔和解〕

関係人は、訴えの対象を処分することができる場合に限
り、主張に係る請求の全部又は一部を解決するため、裁判
所又は受命裁判官若しくは受託裁判官の作成する調書によ
り、和解を調えることができる。

第一〇章 判決及びその他の裁判

第一〇八条〔終結判決〕

訴えについては、別段の定めがない限り、判決により裁
判をする。

第一〇九条〔自由心証主義〕

① 裁判所は、手続の結果全体から得た自由な心証によ
り、裁判をする。判決には、裁判官の心証の根拠となつた
理由を記載しなければならない。

② 判決は、関係人が意見を述べることができた事実及

び証拠調べの結果のみを基礎としなければならない。

第一一〇条〔中間判決〕

訴えの適法性について、中間判決で、あらかじめ裁判を
することができる。

第一一一条〔一部判決〕

訴訟物の一部のみが裁判をするのに熟するときは、裁判
所は、一部判決をすることができる。

第一一二条〔原因判決〕

給付の訴えにおいて、請求の原因及び数額につき争いが
あるときは、裁判所は、中間判決で、その原因について、
あらかじめ裁判をすることができる。裁判所は、その請求
に理由があると宣言したときは、数額につき審理をしなけ
ればならない旨を命ずることができる。

第一一三条〔判決裁判所の構成〕

判決の基礎をなす審理に関与した裁判官及び名誉職行政
裁判官に限り、判決をすることができる。

第一一四条〔取消の訴え及び義務づけの訴えの場合の判 決〕

① 裁判所は、行政行為を違法と認めるとき、その行政
行為及び不服審査決定を取り消す。行政行為がすでに執行
されている場合には、裁判所は、申立てにより、行政庁が

その執行を撤回しなければならないこと、及びその方法を、あわせて言い渡すことができる。この言渡しは、行政庁が法的にこれを行うことができ、かつ、この問題が裁判をするのに熟しているときに限り、許される。行政行為がその前に撤回又はその他の方法により解決されている場合において、原告がその違法の確認につき正当な利益を有するとき、裁判所は、申立てにより、判決で、行政行為が違法であつた旨を言い渡す。

② 係争の行政行為が金銭又はその他の代替物の給付又は確認に関するときは、裁判所は異なる額の給付を確定し、又はその確認を別の確認に置き換えることができる。

③ 行政行為の取消しのほかに給付を求めることができるときは、同一の手続において、あわせて給付を命じる判決もまたすることができる。

④ 裁判所が行政行為の拒否又はその不作為を違法と認めるとき、裁判所は、行政庁が申請に係る職務行為に着手すべしとの義務を言い渡す。その他の場合には、裁判所は、行政庁が裁判所の法的見解を尊重して、原告に決定をなすべき義務があることを言い渡す。

⑤ 行政庁が、その裁量により〔行政〕活動をする権限を有するが、しかし、裁量の法律上の限界を超越したとき、

又は、その授益の目的に適合しない態様でその裁量権を行使したときにも、違法性は存在する。

第一一五条〔判決の告知・送達〕

① 判決は、口頭弁論が行なわれた場合には、原則として、その口頭弁論が終結した日に、特別の場合には、直ちに指定する期日に告知する。この指定期日は、二週間を越えて定めてはならない。

② 告知に代えて判決を送達することは適法である。その場合、判決書は口頭弁論から二週間以内に書記課に交付しなければならない。

③ 裁判所は口頭弁論を経ずに裁判をする場合、その判決は送達によって関係人に行う。

第一一六条〔判決書の形式と内容〕

① 判決は「国民の名において」なされる。判決は、書面に作成し、その裁判に関与した裁判官が署名しなければならない。裁判官が署名するのに支障がある場合には、裁判長が、裁判長に支障があるときは勤務年数の最も長い陪席裁判官が、支障の理由を付して、その旨を判決に附記する。

② 告知の際まだ完全に文書に作成されていなかった判決は、告知の日から起算して二週間の経過前に完成して、

書記課に交付しなければならない。例外としてこれを完成できないときは、事実及び裁判の理由を記載しない判決に裁判官が署名して、その判決文を書記課に交付しなければならない。その場合、事実及び裁判の理由は、後に直接作成し、裁判官別に署名して、書記課に交付しなければならない。

③ 判決には、次に掲げる事項を記載する。

一 関係人、その法定代理人及び任意代理人の氏名、家族状況、職業、住所及びその手続における地位の表示

二 裁判所及びその裁判に関与した構成員の表示

三 判決の正文

四 事実

五 裁判の理由

六 上訴の教示

④ 書記課の書記官は、送達の日及び第一一五条第一項第一文の場合には告知の日を判決書に付記し、かつ、その付記に署名しなければならない。

第一一七条〔判決の訂正〕

① 裁判所は、判決の誤記、計算違い及びこれに類する明白な誤りを、いつでも訂正することができる。

② 訂正については、口頭弁論を経ずに、裁判をするこ

とができる。訂正決定は、判決及び正本に付記する。

第一一八条〔事実の訂正を求める申立て〕

① 判決中の事実関係の叙述が、その他の誤り又は不明を含むときは、その判決の送達から二週間以内にその訂正を申し立てることができる。

② 裁判所は、証拠調べをしないで、決定で裁判をする。

この決定は、取消請求することができない。当該判決に関与した裁判官だけが、その裁判に関与する。裁判官に支障がある場合において、可否同数のときは、裁判長の意見により決する。訂正決定は、判決及び正本に付記する。

第一一九条〔判決の補充〕

① 事実について関係人がした申立て又は費用の負担が、その全部又は一部を脱漏して裁判されていたときは、申立てにより、後日の裁判で、当該判決を補充しなければならない。

② その〔追加の〕裁判は、判決の送達から二週間以内に申し立てなければならない。

③ 口頭弁論は、法的紛争のうちまだ解決されない部分のみを、その対象とする。

第二〇条〔判決の実質的既判力〕

既判力のある判決は、訴訟物について裁判がなされた範

困に限り、関係人及びその承継人を拘束する。

第一二一条〔決定・予備決定の準用規定〕

① 第八九条、第一〇九条第一項第一文、第一一七条、第一一八条及び第一一九条の規定を、決定及び予備決定に準用する。

② 決定が上訴により取消請求することができるとき、又は上訴を裁判するとき、その決定には理由を付さなければならぬ。訴訟救助権の拒否に関する決定（第一六三条）及び第八一条による命令には、常に理由を付さなければならぬ。

第一章 仮処分

第一二二条〔仮処分命令〕

① 現在の地位の変更によって、申立人の権利の実現が不能となり、又は著しく不服の生じるおそれがあるときは、裁判所は、申立てにより、訴えの提起前においても、訴訟物に関連して仮処分命令を発することができる。仮処分命令は、争われている法律関係に関連して仮の地位を規律するためにも適法である。ただし、この措置処分が、ことに継続的法律関係について、重大な不利益を予防し、若しくは差し迫った権限の行使を防ぐため、又はその他の理由か

ら必要と認められる場合に限る。

② 仮処分命令を発するには、本案の裁判所が管轄する。仮処分命令の裁判所は、第一審裁判所とし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。第八一条第七項を準用しなければならない。

③ 仮処分命令を発するには、民事訴訟法第九二〇条、第九二一条、第九二三条、第九二六条、第九二八条から第九三二条まで、第九三八条、第九三九条、第九四一条及び第九四五条を準用しなければならない。

④ 仮処分命令に対しては、口頭弁論の申立てをすることができる。民事訴訟法第九二四条及び第九二五条を準用する。

第三編 上訴及び再審

第二章 控訴

第一二三条〔控訴の受理—受理理由〕

① 行政裁判所の判決に対しては、関係人は、高等行政裁判所に控訴することができる。費用に関する裁判のみを理由として、判決は、取消請求をすることはできない。

② 控訴は、判決の送達から一月以内に、書面により、

又は書記課の書記官の作成する調書により、係争の裁判をした裁判所に提起しなければならない。控訴期間は、控訴が控訴期間内に高等行政裁判所に提起されたときにも、遵守されたものとする。

③ 控訴状には、係争の判決を表示し、かつ、特定の申立てを記載することを要する。理由づけに役立つ事実及び証拠方法は、記載するものとする。

第一二四條〔手続・決定による却下—抗告〕

控訴手続については、この章に別段の定めがない限り、第一審手続の規定（第二編）を準用する。

第一二五條〔取下げ〕

① 控訴は、判決が既判力を生じるまでの間、取り下げることができる。口頭弁論において申立てがなされた後の取下げは、被告の同意を、及び公益代表者が口頭弁論に加わったときは、さらにその者の同意をも必要とする。

② 取下げは、提起された上訴の敗訴の結果を生ずる。裁判所は、決定で、費用の負担について裁判をする。

第一二六條〔附帯控訴〕

被控訴人及びその他の関係人は、口頭弁論の進行中においても、すでに控訴を放棄していても、附帯控訴をすることができ。附帯控訴が控訴期間の経過後にはじめ

て提起された場合、又は関係人がその控訴を放棄した場合においては、控訴が取下げられるとき、又は控訴が不適法として却下されるときに、附帯控訴はその効力を失う。

第一二七條〔審査の範囲—新たな提出〕

高等行政裁判所は、控訴申立ての範囲内において、行政裁判所と同じ範囲にわたり、係争事件を審理する。高等行政裁判所は、新たに提出された事実及び証拠方法をも斟酌する。

第一二八條〔第一審判決の変更〕

行政裁判所の判決は、その変更が申し立てられた範囲に限り、変更することができる。

第一二九條〔破棄差戻し〕

① 高等行政裁判所の判決は、次に掲げる場合には、判決に係争の裁判を破棄し、その事件を行政裁判所に差し戻すことができる。

一 行政裁判所が、本案についてみずから裁判をしないで、訴えを却下したとき。

二 手続に重大な瑕疵があるとき。

三 裁判にとって重要である、新たな事実又は証拠方法が知られるに至ったとき。

第一三〇條〔控訴の制限〕

① 特別の法分野については、法律により、控訴を排除するか又は特別の受理にかからしめることができる。

② 控訴が特別の受理にかかっている場合において、行政裁判所が連邦行政裁判所又は高等行政裁判所の判例に相反する判断をするとき、又は基本的な法律問題の解明が当該受理に期待しうるとき、行政裁判所はその受理をしなればならない。

③ 控訴の不受理は、判決の送達から一月以内に抗告によって独立して取消請求をなすことができる。抗告は、行政裁判所に提起しなければならない。抗告の提起は、行政裁判所の判決の既判力を妨げる。

④ 抗告が容認されない場合、高等行政裁判所は決定で判決をする。高等行政裁判所が控訴を却下すると同時に、判決は既判力を生じる。抗告が認容される場合、抗告決定の送達と同時に、控訴期間は進行しはじめる。

第三章 上告

第一三一条 (上告の受理)

① 高等行政裁判所の判決(第四九条第一号)に対しては、第一三二条の規定の場合を除くほか、この高等行政裁判所がその上告を受理したときに限り、(関係人は連邦行

政裁判所に)上告も提起することができる。

② 上告は、次に掲げるいずれの場合に受理しなればならない。

一 基本的な法律問題の解明が期待されうるとき。

二 (連邦の委任行政としての最上級の連邦行政庁、上級の連邦行政庁又は最上級の州行政庁によって代表される)連邦、(理事又は理事会によって代表される)ドイツ連邦鉄道、連邦に直属する法人若しくは連邦に直属する営造物又は公法上の財団が関与しているとき。

三 判決が、連邦行政裁判所又は行政裁判所の判例に相反するとき

③ 上告の不受理は、判決の送達から一月以内に、抗告により、独立して取消請求をすることができる。抗告は、係争の裁判をした裁判所に提起しなければならない。

④ 抗告の提起は、判決の既判力を妨げる。

⑤ 連邦行政裁判所は、抗告を容認しないときは、決定で、裁判をする。連邦行政裁判所が抗告を却下すると同時に、判決は、既判力を生ずる。抗告が認容されたときは、抗告決定の送達と同時に、上告期間は進行しはじめる。

第一三二条 (絶対的上告理由)

① 手続上の重大な瑕疵のみが責問され、かつ第一三一

条第二項の要件の一つが備わるとき、高等行政裁判所の判決に対する上告（第四九条第一号）の提起には、受理を必要としない。

② 手続上の重大な瑕疵は、次に掲げるいずれかの場合に、つねに存在する。

一 判決裁判所が、規定に従って構成されていないとき。
二 法律により裁判官の職務の遂行を除外され、又は予断のおそれがあるため忌避されていた裁判官が、裁判に関与したとき。

三 裁判官による聴聞がひとりの関係人に対し行われなかったとき。

四 一の関係人が、手続において法律の規定に従って代理されていないとき。ただし、その者が明示又は黙示にその訴訟追行に同意した場合を除く。

五 判決が、手続の公開に関する規定に違反した口頭弁論に基づいてなされたとき。

六 その裁判が理由を付していないとき。

第一三三条〔飛躍上告〕

①（連邦の委任行政として最上級の連邦行政庁、上級の行政庁又は最上級の州行政庁によって代表されている）連邦、（理事又は理事会によって代表されている）ドイツ

連邦鉄道、連邦に直属する法人若しくは連邦に直属する営造物又は公法上の財団が当該手続に関係人となっており、かつ、被上告人が同意するとき、関係人は、行政裁判所の判決（第四九条第二号）に対して、控訴審を省略して、上告をすることができる。同意書は、上告状に添付しなければならない。

②（「飛躍」上告の提起及び同意は、控訴の放棄とみなされる。

第一三四条〔上告理由〕

① 上告は、係争の判決が連邦法の不適用又は正しくない適用に基づくことをその理由とする限り、提起することができる。第四九条第一項の規定の場合には、上告は、手続に重大な瑕疵があつたことをその理由とすることができる。

② 連邦行政裁判所は、係争の判決においてなされた事実の認定に拘束される。ただし、その認定に関し、適法かつ理由のある上告理由書が提出されたときは、この限りでない。

③ 手続の瑕疵が責問される場合、主張に係る理由のみが審理されなければならない。その他の場合には、連邦行政裁判所は、当該主張に係る上告理由に拘束されない。

第一三五条 (期間—形式—理由書提出)

① 上告は、判決の送達又は上告の受理に関する決定(第一三二条第五項)の送達から一月以内に、書面により、又は書記課の書記官の作成する調書により、係争の判決をした裁判所に提起し、かつ、翌一月以内に上告理由書を提出しなければならぬ。裁判長は、右の期間の経過前になされた申立てにより、上告理由書の提出期間を延長することができる。

② 上告状には、係争の判決を記載し、かつ、特定の申立てを掲げることが要する。上告理由書は、違反した法規範、及び手続の瑕疵を責問する場合には、瑕疵を明らかにする事実及び証拠方法を表示することを要する。

③ 上告の提起を受けた裁判所又は上告不受理を理由に抗告の提起を受けた裁判所は、記録とともに、上告状又は抗告状を連邦行政裁判所に提出する。

第一三六条 (取下げ)

① 上告は、判決が既判力を生じるまでの間、取下げることができる。口頭弁論において申立てをした後の取下げは、被上告人の同意を、及び連邦公益代表者が口頭弁論に加わったときは、さらにその者の同意をも必要とする。

② 取下げは、上訴の敗訴の効果を生ずる。裁判所は、

決定により、費用負担について裁判をする。

第一三七条 (上告手続)

上告には、この章に別段の定めがある場合を除いて、控訴に関する規定を準用する。

第一三八条 (訴えの変更・訴訟参加の不許)

上告手続における、訴えの変更及び参加は、不適法とする。

第一三九条 (適合要件の審査)

連邦行政裁判所は、上告が行われたかどうか、及び上告が法定の形式により法定の期間内に提起され、かつ上告理由が付されているかどうかを審理する。これらの要件の一要を欠くときは、上告は不適法とする。

第一四〇条 (上告についての裁判)

① 上告が理由があるときは、連邦行政裁判所は、
一 本案についてみずから裁判をすることができる。

二 係争の判決の基礎とされた事実認定とともに、その判決を破棄し、かつ、さらに〔別の審級で〕弁論及び裁判をさせるため、その事件を差し戻すことができる。

② 上告が理由がないときは、連邦行政裁判所は、上告を棄却する。

③ 裁判の理由が現行法に違反するが、他の理由により

裁判自体は正当であると認められるときは、上告は棄却しななければならない。

④ 上告が不適法であるときは、連邦行政裁判所は、決定で、これを却下する。

⑤ 連邦行政裁判所は、第四九条第二号及び第一三三条による飛躍上告の場合において、さらに〔別の審級で〕弁論及び裁判をさせるため、その事件を差し戻すときは、その裁量により、控訴につき管轄権を有したであろう高等行政裁判所にその事件を差し戻すこともできる。この場合には、高等行政裁判所における手続は、その法的紛争が通常どおり高等行政裁判所に控訴されて係属したであろう場合と同一の原則を適用する。

⑥ さらに弁論及び裁判をするため、事件の差し戻された裁判所は、上告裁判所の法律判断をその裁判の基礎としなければならない。

第一四一条〔高等行政裁判所への上告〕

州法につき第一三〇条により控訴が排除又は制限される場合には、州立法律府は、高等行政裁判所への上告を受理し、かつ、連邦行政裁判所における上告手続についての規定を準用する旨を定めることができる。

第四章 抗告

第一四二条〔抗告の適法性、許可抗告〕

① 判決又は予備決定以外の行政裁判所の裁判に対し及び行政裁判所の裁判長の裁判に対しては、関係人及びその他その裁判により影響を受ける者は、この法律に別段の定めがない限り、高等行政裁判所に抗告することができる。

② 訴訟指揮に関する処分、釈明命令、弁論〔の延期〕又は期日の指定に関する規定、証拠決定、証拠申出の却下に関する決定並びに手続及び請求の併合分離に関する決定は、抗告をもって、取消請求をすることができない。

第一四三条〔抗告の提起〕

① 抗告は、裁判を知った日から二週間以内に、書面により、又は書記課の書記官の作成する調書により、行政裁判所に提起しなければならない。

② 抗告期間は、抗告が期間内に高等行政裁判所に提起されたときにも、遵守されたものとする。

第一四四条〔行政裁判所による更正又は高等行政裁判所への移送〕

① 係争の裁判をした行政裁判所又は裁判長は、抗告に理由があると認めるときは、その裁判を容認しなければな

らない。その他の場合には、その抗告を、遅滞なく高等行政裁判所に移送しなければならない。

第一四五条〔執行停止の効力〕

① 抗告は、その抗告が刑の確定をその対象としているときに限り、執行停止の効力を有する。その他の場合においても、刑罰係争の裁判をした裁判所又は裁判長は、係争の裁判の執行を一時停止しなければならないことを決めることができる。

② 裁判所構成法第一七八条及び第一八一条第二項は、影響を受けない。

第一四六条〔決定による裁判〕

高等行政裁判所は、抗告について、決定で、裁判をする。

第一四七条〔異議の申立〕

受命裁判官若しくは受託裁判官又は書記官の裁判に対しては、それを知った日から二週間以内に、〔同一の〕裁判所の裁判を申し立てることができる。申立ては、書面により、又は書記課の書記官の作成する調書により、提起しなければならない。第一四三条から第一四五条までの規定を準用する。

第一四八条〔連邦行政裁判所への抗告の禁止〕

① 高等行政裁判所の裁判は、第一三二条第三項の場合

を除くほか、連邦行政裁判所への抗告をもって、取消請求をすることができない。

② 連邦行政裁判所における手続において、受託裁判官若しくは受命裁判官又は書記課の書記官の裁判には、第一四七条を準用しなければならない。

第五章 再審

第一四九条〔再審〕

① 既判力をもって終結した手続は、民事訴訟法第四編の規定に従って、再審することができる。

② 公益代表者のほか、始審にして終審の連邦行政裁判所の手続においては連邦公益代表者も、無効の訴え及び回復の訴えを提起する権限を有する。

第四編 費用及び執行

第六章 費用

第一五〇条〔当事者〕

この章に規定する当事者とは、原告及び被告をいう。

第一五一条〔費用負担義務の原則〕

① 敗訴の当事者は、手続の費用を負担する。

② 成果のなかつた上訴の費用は、上訴を提起した者の負担に帰する。

③ 参加人に対しては、その者が手続に関与した後生じた費用を分担させることができる。第一五五条第二文は、影響しない。

④ 成果のあつた再審手続の費用は、その費用が関係人の故意又は過失によつて生じたときを除いて、国庫に分担させることができる。

第一五二条〔費用分担・取下げ、回復、移送、故意過失の場合の費用負担義務〕

① 当事者が一部勝訴し、一部敗訴したときは、その費用を相殺するか、又は按分しなければならぬ。費用が相殺されたときは、裁判費用は、各自が折半して分担する。

他方の当事者の敗訴が大部分にすぎないときは、一方の当事者に費用の全部を分担させることができる。

② 申立て、訴え、上訴又はその他の法的救済を取り下げた者は、費用を負担しなければならない。

③ 原状回復の申立てによつて生じた費用は、申立人が負担する。

④ 関係人の故意又は過失によつて生じた費用は、この者に分担させることができる。

第一五三条〔即時認諾の費用負担義務〕

被告が、その態度により訴えの提起を誘発したのではない場合において、被告が直ちに請求を認諾するときは、訴訟費用は、原告の負担に帰する。

第一五四条〔代理人の費用負担〕

① 裁判所は、費用の裁判において、法定代理人又は任意代理人が重大な過失により惹き起こした費用を、その者に分担させることができる。

② その裁判は、独立して第一四二条に基づき取消請求することができる。

第一五五条〔共同訴訟の場合における費用負担義務〕

費用を負担する義務のある側が複数の者からなるときは、民事訴訟法第一〇〇条を準用する。争われている法律関係が、費用を負担する義務のある側に対して、合一にのみ裁判をすることができるときは、費用は、連帯債務者としてその複数の者に分担させることができる。

第一五六条〔和解の場合の費用負担〕

法的紛争が裁判上の和解によつて解決し、かつ、関係人が費用についてなんらの定めもしていないときは、裁判費用は、各自折半する。裁判外の費用は、各関係人が各自負担する。

第一五七条〔費用裁判〕

裁判所は、判決において、又は手続がその他の態様で終了したときは決定で、費用について、裁判をしなければならぬ。手続がその他の態様で終結するときは、裁判所は決定で裁判をする。

第一五八条〔本案の解決〕

法的紛争の本案が解決されたときは、裁判所は、第一一四条第一項第四文の場合を除くほか、衡平な裁量により、決定で、手続の費用について裁判をする。従前の事実状態及び紛争状態を斟酌しなければならない。

第一五九条〔償還を受ける費用〕

① 費用とは、前置手続の費用を含め、裁判費用及び目的に適った権利の伸張又は防御に必要な関係人の支出をいう。

② 弁護士、適格行政法学者又は法律補佐人の手数料及び立替金、租税事件については税理士の手数料及び立替金は、常に償還を受けることができる。前置手続が係属した場合において、裁判所が前置手続への任意代理人の関与を必要と宣言したときは、手数料及び立替金の償還を受けることができる。

③ 参加人の負担した裁判外の費用は、償還を受けるこ

とができない。裁判所は、衡平の見地から、この費用を国庫又は敗訴当事者に分担させることができる。

第一六〇条〔裁判費用徴収規定〕

行政裁判権に関する統一的な裁判費用法を公布するまでの間、第一審裁判所の所在地で従来妥当している裁判費用徴収規定を、連邦行政裁判所における上告手続については連邦行政裁判所に関する法律の規定を適用しなければならない。証人及び鑑定人の請求について、さらに、弁護士及び適格行政法学者の手数料及び立替金についても同様とする。

第一六一條〔費用の確定〕

第一審裁判所の書記官は、申立てにより、償還すべき費用の額を確定する。

第一六二条〔費用確定の異議の申立〕

関係人は、「償還しうる」費用の確定又は訴額の確定に対し、この法律の第一四章により取消請求をすることができる。

第一六三条〔訴訟上の救助〕

① 訴訟救助権の同意には、民事訴訟法の規定を準用しなければならない。

訴訟救助権の同意を受けた関係人に対し、裁判所は、申

立てにより、その者の権利を無償にて仮に保障するために、一人の代理人を付けることができる。ただし、このことがその者の権利の伸張又は防禦のため合目的で必要だと認められる場合に限る。

② 訴訟救助権に同意する決定は、取消請求をすることができない。その他の場合には、抗告手続はこの法律の第一四章による。

第十七章 執行

第一六四条（判決及びその他の債務名義の執行）

① この法律に別段の定めがない限り、執行には、民事訴訟法第八編の規定を準用する。

② 取消の訴え及び義務づけの訴えに対する判決は、仮執行の宣言を付することができない。

第一六五条（債務名義）

① 執行は、次に掲げるものに基づいて行う。

一 既判力の生じた裁判及び仮執行宣言付き裁判所裁判

二 仮処分命令

三 裁判上の和解

四 費用確定決定

② 執行のため、関係人に対し、その者の申立てにより、

事実及び裁判の理由を省略した判決の正本を付与することができる。この正本の送達は、完全な判決の送達と同一の効力を有する。

第一六六条（行政庁のための執行）

行政庁のために執行をすべき場合には、その執行は、行政執行法による。

第一六七条（公法上の権利主体に対する執行）

① 連邦、州、市町村連合、市町村、公法上の法人、営造物又は財団に対し、金残債権を理由に執行をすべき場合には、債権者の申立てにより、第一審裁判所が執行を行う。その裁判所は、執行又は各執行措置を実施するため、行政庁、裁判所又は州法により管轄を有する執行機関に委嘱する。委嘱機関は、その委嘱を遂行する義務を負う。

② 裁判所は、執行処分を発する前に、行政庁に対し、又は執行の名宛人が公法上の営造物及び財団のときには、その法定代理人に対し、さらにその上級行政庁若しくは監督庁に対し、裁判所の定める期間内にその執行を免れる措置をとるべき旨の催告とともに、当該行おうとする執行を通知しなければならない。連邦大蔵大臣もまた、他の連邦行政庁の管理する財産につき執行がなされるべき場合、同様に、通知をうけなければならない。州は州行政庁につい

て類似の規定を定めることができる。

③ 執行は、行政庁の公の任務の履行のために欠くことができない物件、又はその譲渡が公の利益に反する物件に對しては、許されない。ある物件が必要不可欠であるとの異議については、執行裁判所は、所轄の連邦大臣又は州大臣を聴取して裁判をする。

④ 公法上の銀行又は金融機関には、第一項から第三項までの規定を適用しない。

第一六八条〔行政庁に対する罰金刑〕

① 第一一四条第一項第二文及び第四項の場合において、行政庁が、判決でその行政庁に課された義務を遂行しないときは、第一審の裁判所は、申立てにより、決定で、「行政庁に對して」期間を定めて二〇〇〇ドイツ・マルク以下の罰金刑に処すことを戒告し、その効果が無く期間を経過した後は、これを確定する。罰金刑は〔その行政庁に〕繰り返して課すことができる。

② 第一項は、最上級の連邦行政庁及び州行政庁に適用しない。

第五編 最終規定及び経過規定

第一六九条〔民事訴訟法及び裁判所構成法の準用〕

この法律が手続に関する規定を定めない場合において、裁判所構成法及び民事訴訟法は、民事訴訟手続及び行政訴訟手続の性質が原則的に相違するため準用が排除されるときを除いて、準用されなければならない。

第一七〇条

① 連邦弁護士法による統一の規制がなされるまでの間、第六九条第三項による適格行政法学者は任意代理人及び補佐人として一般的に許可されている。

② 適格行政法学者とみなされる者には、法定の試験に基づき高度な行政職務をなす能力を有し、かつ行政裁判権のある裁判所での出延を一般に許されているものもまた含まれる。

第一七一条

行政執行法が発効するまでの間、施行地に妥当している行政強制に関する規定及び公法上の金銭債権の施行に関する規定は行政の分野において適用されなければならない。

第一七二条

ある州の憲法裁判所が州法の無効を確認したとき又は州法の規定を無効だと宣言したときには、当該州の特別な法律規定を除いて、無効だと宣言された規範をよりどころとした、行政裁判権のある裁判所の（もはや取消請求できなくなった）裁判は、影響を受けない。そのような裁判に基づく執行は許されない。民事訴訟法第七六七条を準用する。

第一七三条

行政裁判権のある裁判所は、裁判所所在地のほかでも法廷を開くことができる。ただし、この法廷が迅速でかつ、事物に適った解決に必要な場合に限る。

第一七四条

軍人の場合、その者がその者に適用される特別な規定を具備している場合、第一五条第三項の要件が満たされたものとみなす。

第一七五条

この法律は一九五二年一月四日付けの連邦の財政制度におけるベルリン州の地位に関する法律（連邦法律官報一卷一頁）の規定によりベルリン州にも適用される。

第一七六条

州立法府は、高等行政裁判所を従来の名称「上級行政裁判所（Verwaltungsgerichtshof）」を受継ぐと規定する。

とができる。

第一七七条

裁判官法が公布されるまでの間、行政裁判権のある裁判所の裁判官に関する人的法的地位には、裁判所構成法の規定を準用する。

第一七八条

州立法府は、当該手続きの規定に基づいて、行政裁判権のある裁判所に対し、懲戒罰裁判所を附置し、そして公共団体が財産をめぐる争っている場合の仲裁裁判権の任務を委託することができる。

第一七九条

① 行政裁判権のある裁判所にはK部とS部が、一般的公共扶助の専門分野及び戦争犠牲者の社会扶助の専門分野について設置されなければならない。

一般的公共扶助の専門分野に名誉職行政裁判官が協力する場合には、その者はこの点について特別な経験を積まなければならない。戦争犠牲者のための社会扶助の専門分野に名誉職行政裁判官が協力する場合には、その者は、戦争犠牲者のための当該社会扶助又は援護の受給者の人達を尋問し、かつこの領域において特別な経験を積まなければならない。裁判費用（手数料及び立替料）は一般的公共扶助及

び戦争犠牲者のための社会扶助の手続においては、徴収されない。

② ×年月日付の社会裁判所法(連邦法律官報 ××) 第三条の規定は、影響を受けない。

第一八〇条

① この法律は×年月日に効力を生ずる。

② この法律の発効と同時に、同じ対象を規律している従来の法律及び命令の規定はすべて廃止される、とくに

一 一九五二年九月二三日付けの連邦行政裁判所に関する法律(連邦法律官報第一卷六二五頁)。ただし、行政裁判権に関する統一的裁判費用法の公布に至るまでは、第一六〇条に基づく裁判費用の徴収に関する規定が、引きつづき連邦行政裁判所に適用される場合を除く。

二 一九四八年九月一五日付け英国占領地区における行政裁判権に関する命令第一六五号(英国占領地区命令集二六三頁)。

三 略

③～⑤ 略

⑥ 次に掲げる規定が経過規定として妥当する。

一 この法律の発効に当たり、召喚されていた名誉職行政裁判官の職は、この法律の発効後一年以内に終了する。

第二九条の規定による候補者名簿は、この法律の発効から六月以内にはじめて作成されなければならない。

二 行政裁判所又は高等行政裁判所が従来第三条第三項及び第九条第三項の規定によると異なつて構成されていた州においては、この裁判所は、この法律の発効から一年を経過するに至るまでの間、従来の構成で裁判することができ

る。

三 上訴又は法的救済の期間の進行が法律の発効前に開始した事件について、期間及び法的救済についての裁判の管轄権は、従前の規定に従つて決まり、その他の手続はこの法律の規定に従つて決まる。十分な上訴の教示が欠けているため、期間の進行が従前の規定によれば開始していない場合には、法的救済は、この法律の発効から一年が経過するに至るまでの間に限つて、提起することができる。第六条第三項を準用しなければならない。

四 この法律の発効前になされた裁判に対する上訴又は法的救済の適法性は、従前妥当していた規定に従つて決まる。

五 この法律の発効時に訴えが裁判所に提起されていたとき、その適法性は従来妥当していた規定に従つて決まる。

六 この法律の発効前に下された判決が、この法律の発

効後に上訴裁判所によって破棄され、かつ、事件が差し戻される場合、それ以降の手続は、新しい規定により管轄を有する裁判所において、行われる。

七 第一五条第四項第二文及び第五項の規定は、この法律の発効から三年後にはじめて適用しなければならない。

八 州は、この項の第一号及び第二号の枠内において、従来の裁判所構成から新しい裁判所構成への移行を、法規命令によって規律する。

九 連邦政府は、新しい裁判所制度が設置されたものとみなされる時を連邦法律官報にて告示する。

〔後記〕 二〇〇一年行政事件訴訟法草案を作成する準備作業の一つとして、一九六〇年ドイツ行政裁判所法の出発点となった草案が、ここに訳出した政府草案である。この政府提案は、連邦レベルにおいて、行政裁判所を行政部から司法部へ配置転換する画期的提案である。平成一二年年度慶應義塾学事振興資金研究補助より研究助成を頂戴した。本研究に大変有益であった。記して、深謝する。山本敬生君は、当大学院法学研究科後期博士課程にて行政法を専攻する者であり、本訳出に協力した。その他、同後期博士課程にて立法学・租税法を専攻する手塚貴士君、ならびに、同修士課程にて租税法を専攻する片岡浩一君もまた、訳出に

協力した。ともにそのご苦勞に感謝する。